

**「三位一体の改革」が及ぼす
県財政及び市町村財政への影響（試算）**

| | |
|---------------|-----|
| 今回のポイント | 1 頁 |
| 第 1 県財政への影響 | 2 頁 |
| 第 2 市町村財政への影響 | 7 頁 |

平成 1 6 年 7 月

和 歌 山 県

「三位一体の改革」が及ぼす県財政及び市町村財政への影響（試算）**（地方交付税）**

地方交付税については、昨年の骨太の方針を踏まえて、歳入では税源移譲額や国庫支出金の削減、歳出では「投資単独事業の削減」や「定員合理化」等の要素を加味し、今年度の骨太の方針の内容も加えた上で平成17～18年度の交付税を推計した。この仮定では、地方交付税については6%の伸び率となり、県への影響額は、平成17年度で対前年度115億円、平成18年度で108億円となった。県内50市町村への影響額は平成17年度で対前年度75億円、平成18年度で70億円となった。

（国庫支出金の削減・税源移譲）

国庫支出金の削減額と税源移譲額を比較すれば県全体で約120億円の乖離が生じている。

（税源の偏在）

個人住民税をフラット化することにより、税源の偏在度は縮小するが、それでも、なお、税源の偏在問題が存在する。

（財源調整）

これに対処するためには税源移譲にあわせて、何らかの財源保障・財源調整がなされる必要があり、例えばフラット化による増収額を水平的調整等の手法により、人口シェアで配分すれば本県は約50億円増収となり、収支不足額を改善することができる。

（義務教育費国庫負担金）

義務教育費国庫負担金を税源移譲の対象とした場合、国庫支出金の削減が県の方に集中するため県への影響が大きくなり、約60億円収支が悪化する。

（試算結果）

県は歳出削減努力を行わない場合、平成18年度に財政再建団体に転落する可能性がある。平成17年度以降、平成16年度を上回る歳出削減努力を行うと仮定した場合収支は改善するものの、平成19年度には財政再建団体に転落することになる。

市町村は現状のまま推移すると、平成18年度までに基金は殆どの団体が枯渇し、平成18年度には22団体、平成19年度には42団体が財政再建団体に転落することになる。

第1 県財政への影響

1 基本的な考え方

この試算は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」をもとに、本県の財政収支の見通しについて、平成16年度当初予算を基礎に、三位一体の改革の内容を推測して一定の条件を設定のうえ、機械的に算出したものです。

試算の結果は、中期的視野で財政運営を行ううえでの検討材料となるものであり、したがって、実際の予算編成においては、その時々々の経済情勢や財政事情及び三位一体の改革の進展に応じて変化します。

2 試算の前提条件

試算の期間

平成16年度から平成20年度までの5年間

試算の対象

一般会計

経済成長率

内閣府「構造改革と経済財政の中期展望 2003年度改定」における試算の前提となった名目経済成長率

平成17年度：1.4%、平成18年度：2.1%、平成19年度：2.5%、平成20年度：2.9%

人件費

給与は人勤0%として推計、退職手当は年齢別職員構成から所要額を推計した。

公債費

過去の借入分は償還計画により算定、今後の借入分は大規模事業分については個別に積み上げ、その他は平成16年度と同額として、発行見込額を出し推計した。

その他歳出

- ・普通建設事業費は平成17年度以降同額で据置
- ・大規模事業は個別積み上げ
- ・県税交付金は税収に連動
- ・他の経費は過去の実績等を勘案して推計

県 税

- ・名目経済成長率により推計
- ・3兆円の税源移譲に伴う本県の税源移譲額は、全国知事会が示した試算の手順を採用。本県の住民税を平成17年度以降推計した所得譲与税及び税源移譲予定交付金の割合に応じて市町村分と按分して134億円と推計、これが平成18年度に移譲されるものとした。

地方交付税・臨時財政対策債

(算出方法)

- ・平成16年度地方財政計画から平成17年度、平成18年度の地方財政計画を推計し、その上で地方交付税・臨時財政対策債の合計額を推計(平成18年度以降は据置)

(歳入)

- ・地方税は、平成18年度に3兆円の税源移譲が行われるものとした。
- ・国庫支出金は平成17年度で1兆5千億円、平成18年度で1兆5千億円、合計3兆円削減されるものとした。
- ・地方債については、臨時財政対策債分を除いて、平成15年度と平成16年度の投資的経費伸率に対する地方債の平均伸率(2.3%)を推計して、算出。

(歳出)

- ・給与関係経費は、定数削減を加味。
- ・一般行政経費は、補助単独ともに平成15年度及び平成16年度の平均伸率(補助5.9%、単独0.3%)で推計。
- ・投資的経費については、補助は平成15年度と平成16年度の平均伸率(5.8%)で推計。単独は平成18年度において、平成2~3年度の水準に着地するよう、それぞれ約4000億円ずつ減額した。

(算出)

- ・以上の歳出計から歳入計を差し引きして、地方交付税及び臨時財政対策債を推計したところ、平成17年度及び平成18年度の平均伸率が6%となったため、本県の地方交付税・臨時財政対策債の伸率を6%とした。

国庫支出金

- ・各歳出項目ごとの財源充当の状況などを勘案して積算。
- ・三位一体の改革の影響の算定については、平成17年度以降推計した税源移譲額(所得譲与税及び税源移譲予定交付金)から推計した。

県債

- ・大規模事業については、個別に積み上げ、その他については平成17年度以降同額で据置。

その他収入

- ・各歳出項目ごとの財源充当の状況などを勘案して積算。
- ・地方譲与税、減税補てん特例交付金については名目経済成長率で伸ばした。

3 中期財政収支見通し

(単位：億円、%)

| | 平成16年度 予 算 額 | 平成17年度 予 算 額 | 平成18年度 予 算 額 | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 予 算 額 |
|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳 出 (A) | (2.9) 5,394 | (1.4) 5,472 | (0.3) 5,489 | (0.7) 5,449 | (0.1) 5,446 |
| 人件費 | (2.5) 1,729 | (0.2) 1,734 | (3.1) 1,787 | (4.3) 1,865 | (0.3) 1,870 |
| 退職手当 | (3.3) 163 | (11.2) 145 | (29.8) 188 | (35.5) 254 | (2.1) 249 |
| 公債費 | (6.3) 719 | (2.4) 702 | (3.6) 676 | (6.7) 631 | (1.5) 621 |
| その他 | (2.3) 2,946 | (3.1) 3,037 | (0.4) 3,025 | (2.4) 2,953 | (0.0) 2,954 |
| 歳 入 (B) | (3.3) 5,297 | (1.0) 5,245 | (2.8) 5,100 | (1.0) 5,051 | (0.6) 5,080 |
| 県 税 | (2.2) 799 | (1.4) 810 | (18.6) 960 | (2.1) 980 | (2.4) 1,004 |
| 地方交付税・臨時財政対策債 | (12.9) 1,923 | (6.0) 1,808 | (6.0) 1,700 | (0.0) 1,700 | (0.0) 1,700 |
| 国庫支出金 | (1.6) 961 | (7.2) 892 | (8.2) 819 | (1.7) 805 | (0.2) 804 |
| 県 債(臨時財政対策債を除く) | (9.9) 443 | (11.0) 492 | (3.2) 476 | (8.4) 436 | (0.4) 434 |
| その他収入 | (5.8) 1,171 | (6.2) 1,243 | (7.9) 1,145 | (1.3) 1,130 | (0.7) 1,137 |
| 要 調 整 額 (A) - (B) | 97 | 227 | 388 | 397 | 366 |
| 財調・減債基金年度末残高見込 | 272 | 80 | 308 | 705 | 1,071 |
| 前年度決算剰余金見込 | 35 | | | | |

(注1) ()書きは、対前年度伸率。なお、平成16年度は、平成15年度の特異要因(高野龍神スカイラインの無料開放に伴う経費)を除いた予算額との比較。

(注2) 公債費は利率を仮置き(政府資金1.7%、銀行等資金1.6%)。利率が1%上昇すれば、平成20年度までの公債費は約70億円増加。

(注3) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計とは一致しない場合がある。

平成17年度以降、平成16年度以上の歳出削減努力を行うと仮定した場合]

(単位：億円、%)

| | 平成16年度 予 算 額 | 平成17年度 予 算 額 | 平成18年度 予 算 額 | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 予 算 額 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳 出 (C) | 5,394 | 5,328 | 5,326 | 5,267 | 5,245 |
| 歳 入 (D) | 5,297 | 5,185 | 5,035 | 4,981 | 5,005 |
| 要 調 整 額 (C) - (D) | 97 | 143 | 290 | 285 | 240 |
| 財調・減債基金年度末残高見込 | 272 | 164 | 126 | 411 | 651 |
| 前年度決算剰余金見込 | 35 | | | | |

4 試算結果と今後の取り組み

平成16年度当初予算を基礎として、一定の前提条件のもとで今後の財政収支見通しを試算すると、歳出削減努力を行わない場合は、平成18年度に財政調整基金・減債基金が枯渇し、財政再建団体に転落（本県は赤字額が概ね130億円を超えた場合）する危険があり、本県財政は極めて厳しい状況にあります。

平成17年度以降、平成16年度以上の歳出削減努力を行うと仮定した場合、収支は改善するものの、平成19年度には財政再建団体に転落することになります。

個人住民税所得割をフラット化することにより、税源の偏在度は縮小することになりますが、それでもなお、税源の豊かな地域とそうでない地域との間に税源偏在問題が存在します。

なお、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない分を地方交付税で措置される場合は、平成17年度から平成20年度の各年度における収支不足は縮減されることとなります。

こうした状況の下、地方が自主性を発揮して着実に事務事業を実施するためにはそれに応じた財源保障及び財源調整を確実に措置する必要があります。

いずれにしても、今後の本県の財政運営については、あらゆる歳出を抜本的に見直し、可能な限りの歳入確保に努めることはもとより、市町村や民間との役割分担、県民自治の視点に立った県民等との協働や民間活力の活用などによる県行政の責任領域の見直しなど、新たな視点から地方分権時代に相応しい持続可能な財政構造への転換を図るための取り組みを推進していく必要があります。

参考

所得税から個人住民税への税源移譲額について、水平的財源調整がなされると仮定した場合]

(単位：億円、%)

| | 平成16年度 予 算 額 | 平成17年度 予 算 額 | 平成18年度 予 算 額 | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 予 算 額 |
|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 歳 出 (E) | 5,394 | 5,472 | 5,489 | 5,449 | 5,446 |
| 歳 入 (F) | 5,297 | 5,245 | 5,135 | 5,086 | 5,115 |
| 要 調 整 額 (E) - (F) | 97 | 227 | 353 | 362 | 331 |
| 財調・減債基金年度末残高見込 | 272 | 80 | 273 | 635 | 966 |
| 前年度決算剰余金見込 | 35 | | | | |

税源移譲額について、人口シェアに満たない分を、税源が豊かな地域から本県のように税源が豊かでない地域へ水平的財源調整がなされると仮定した場合、本県への影響は小さくなります。

義務教育費国庫負担金が、平成 17、18年度の 2か年で一般財源化されると仮定した場合]

(単位：億円、%)

| | 平成 16 年度 予 算 額 | 平成 17 年度 予 算 額 | 平成 18 年度 予 算 額 | 平成 19 年度 予 算 額 | 平成 20 年度 予 算 額 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 歳 出 (E) | 5,394 | 5,472 | 5,489 | 5,449 | 5,446 |
| 歳 入 (F) | 5,297 | 5,228 | 5,038 | 4,989 | 5,018 |
| 要 調 整 額 (E) - (F) | 97 | 244 | 450 | 459 | 428 |
| 財調・減債基金年度末残高見込 | 272 | 63 | 387 | 846 | 1,274 |
| 前年度決算剰余金見込 | 35 | | | | |

義務教育費国庫負担金を税源移譲の対象とした場合、補助金の削減が県の方に集中するため、県への影響が大きくなります。このため、財源保障及び財源調整措置の必要性は県にとって、より大きくなります。

第2 市町村財政への影響

1 推計方法

三位一体改革の直接的な影響がある、地方税、国庫補助金、地方交付税・臨時財政対策債の3つの歳入項目及び財政調整基金・減債基金残高の推移について、県分と同様の条件及び推計方法により個別団体毎に試算し、それらを総括しています。

また、県分と同様、国から地方に合計で3兆円の税源移譲が平成18年度に行われるという前提で試算しています。

2 県内50市町村への影響

(単位：億円)

| 全市町村合計 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|-----------------|------|------|------|------|------|
| 市町村税 | 18 | 50 | 62 | 62 | 62 |
| 地方交付税・臨時財政対策債 | 172 | 247 | 317 | 317 | 317 |
| 国庫支出金 | 24 | 59 | 95 | 95 | 95 |
| 三位一体改革影響額 | 178 | 256 | 350 | 350 | 350 |
| 財調・減債基金残高(=赤字額) | 317 | 61 | 289 | 639 | 989 |

| | | | | | |
|---------|---|---|----|----|----|
| 財政再建団体数 | 0 | 0 | 22 | 42 | 46 |
|---------|---|---|----|----|----|

(注1) 赤字額は、「前年度末財調・減債基金残高」-「三位一体改革影響額」である。

(注2) 財政再建団体とは、赤字比率(赤字額÷標準財政規模)が20%以上の団体である。

[平成17年度以降、平成16年度以上の歳出削減努力を行うと仮定した場合]

| | | | | | |
|---------------|----|----|----|----|----|
| 歳出削減努力額(一般財源) | 31 | 45 | 59 | 59 | 59 |
|---------------|----|----|----|----|----|

| | | | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 財調・減債基金残高(=赤字額) | 317 | 106 | 185 | 476 | 767 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|

| | | | | | |
|---------|---|---|----|----|----|
| 財政再建団体数 | 0 | 0 | 16 | 40 | 44 |
|---------|---|---|----|----|----|

(注3) 歳出削減努力額とは、歳出削減総額-扶助費等の自然増である(一般財源ベース)。

(注4) 赤字額は、「前年度末財調・減債基金残高」-「三位一体改革影響額」+「歳出削減努力額」である。

3 試算結果と今後の取り組み

市町村については、現状のまま推移すると、平成18年度までに基金は殆どの団体が枯渇し、平成18年度には4割強の22団体が財政再建団体に転落します。また、平成19年度には8割強の42団体が財政再建団体に転落するという危機的事態となります。

平成17年度以降、平成16年度以上の歳出削減努力を行うと仮定した場合であっても、平成19年度には8割の40団体が財政再建団体に転落します。

また、この三位一体改革の影響に加えて、市町村にとっては、平成17年度より実施予定の更なる段階補正（小規模団体への交付税の割り増し）の縮減や17年度国勢調査人口の減少等に伴う交付税の減少が見込まれ、より一層厳しい財政状況となります。

以上のように、交付税依存度が極めて高い本州市町村においては、三位一体改革の中でも交付税削減による影響が他に比して突出して大きいことが言えます。従って、交付税総額の確保及び着実な税源移譲の実施による「必要な一般財源の総額を確保」（骨太の方針2004）が極めて重要となります。

いずれにしても、今後の市町村の行財政運営については、歳入歳出の徹底的な見直しを行うことはもとより、住民・NPO等との協働や民間活力の活用等による行政の責任領域の見直し、市町村合併の推進等、時代の流れに沿った持続可能な財政構造へ転換していく必要があります。